

令和3年度新型コロナウイルス感染症向け 佐久市中小企業振興資金融資制度のご案内

ご融資 条件

経営安定支援資金 緊急経済対策分

貸付限度額

運転資金 2,000万円以内

金利・利子補給

年1.1% 利子補給あり5年間（上限）
自己負担なし、市負担 年1.1%負担

貸付期間・返済方法

7年以内（据置1年以内）
分割返済 借換不可

貸付対象者

次のいずれかに該当する中小企業者等

（1）新型コロナウイルス感染症等の影響により緊急に事業資金を必要とする方で、信用保険法第2条第5項4号又は5号に該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じている方

（2）危機関連保証制度要綱（平成29・10・23中庁第1号）に定める危機関連保証を利用する方で、経営の安定に支障を生じている方

ご利用にあたっては
金融機関・保証協会
の審査があります。

信用保証料

セーフティネット保証・危機関連保証を利用の場合は、保証料全額を市が補助

担保・保証人等

担保：必要に応じて徴する

保証人：原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要

事業実績1年未満の事業者様はご利用できません。創業者向け制度資金のご利用をご検討ください。

※ご相談は、市内取扱い金融機関へ、お願いします。

本制度に関するお問合せ先

佐久市商工振興課 0267-62-3265（課直通）

